

3月16日、いよいよ発行!!

# 地域振興券交付事業

マスコミの報道などでも関心の高さがうかがえる「地域振興券」の交付事業、狭山市では3月16日からいよいよ発送を開始します。この事業は子育てをしている若いお父さん、お母さんや、高齢福祉年金などを受給されているかた、所得の低い高齢者のかたの経済的負担を軽減し、支援するためのものです。そしてその結果として個人消費を促し、経済の活性化を図って地域振興に役立てることを目的としています。

## 地域振興券とは

地域振興券は、市内の特定された商店などで使用できる商品券です。使用期間は平成11年3月16日から9月15日までの6か月間です。

地域振興券は  
こんなことに使えます

市内の特定事業所で使用できます。事業所の範囲は、小売業、飲食店、洗濯・理容業、旅館・医療業などのサービス業、運輸・通信業、通信販売業などです。市内で使用できる事業所の一覧表を、地域振興券を交付するときにお渡しします。

なお、特定事業所を募集していません。登録を希望される事業者のかたは2月15日(月)までに商工会議所にお申し込みください。

## 地域振興券は

次のかたに配ります  
地域振興券の交付対象者は、平成11年1月1日現在、次の要件のいずれかを満たすかたです。

- ① 15歳以下の児童が属する世帯の世帯主
- ② 高齢福祉年金の受給者など
- ③ 平成10年度分市町村民税(所得割)が非課税で、常時介護を必要としている65歳以上のかた。ただし、生活保護法の救護施設および更生施設入所者と、3か月以上継続して入院している、または老人保健施設に入所しているかたは除きます。
- ④ 平成10年度分の市町村民税が非課税である年齢65歳以上のかた

(次頁に)の詳細な説明があります。

## 地域振興券の配布金額

15歳以下の児童が属する世帯の世帯主の場合は、15歳以下の児童1人につき2万円です。それ以外の対象者は、要件に重複して該当しているも、1人一律2万円となります。

地域振興券はこのように受け取れます

狭山市では、簡易書留で対象者あてに郵送します。

## 地域振興券の発行日

狭山市では、3月16日(火)に発送します。地域によって、到着が前後する場合がありますので、ご了承ください。

## 地域振興券配布の手続き

15歳以下の児童が属する世帯主のかたには、簡易書留で地域振興券を直接郵送しますので、手続きは不要です。

そのほかのかたは手続きが必要で、狭山市の手続き方法は、2月中旬までに該当と思われるかたに案内通知をお送りしますので、その案内にしたがって手続きをしてください。案内通知は平成10年12月18日に支給された臨時福祉特別給付金(5)の対象者リストをもとに発送します。特別給付金と今回の地域振興券は基準日が異なるため、給付金の交付の



地域振興券を使って、地域経済を活性化させましょう。

際は対象外だったけれど、今回は対象となるというかたもいらっしゃいます。新たに対象となられたかたには通知されない場合がありますので、「該当している」と思いが案内通知が来ないというかたは、お手数ですが市にお問い合わせください。

問い合わせ 地域振興券臨時執務室  
へ内線2020・2021

### 印の解説

※1 15歳以下となるのは昭和58年1月2日以降に生まれたかたです

※2 老齢福祉年金の受給者などには、次のかたが該当します

- ① 老齢福祉年金の受給者
- ② 障害基礎年金(年金コード535)の受給者のうち、Aの要件を満たすかた
- ③ 障害基礎年金(年金コード635、265)の受給者
- ④ 障害年金(年金コード062)の受給者のうち、Aの要件を満たすかた
- ⑤ 遺族基礎年金(年金コード645)の受給者のうち、Aの要件を満たすかた
- ⑥ 遺族基礎年金(年金コード275、28

5)の受給者

⑦ 母子年金・準母子年金・遺児年金(年金コード072、082、102)の受給者のうち、Aの要件を満たすかた

⑧ 児童扶養手当の受給者  
⑨ 障害児福祉手当の受給者で、16歳以上のかた

⑩ 特別障害者手当の受給者

⑪ 経過的福祉手当の受給者

⑫ 原爆被爆者諸手当(医療特別手当特別手当・健康管理手当・保健手当)の受給者

⑬ 特別児童扶養手当の支給に係る障害児で、16歳以上のかた

⑭ 里親に委託されている16歳以上のかた

⑮ 生活保護法に規定する被保護者で、16歳以上のかた

⑯ 社会福祉施設入所措置者(通所者を除く)で、狭山市に住所があるかた

⑰ 老人福祉法の養護受託者に委託されているかた

⑱ らい病予防法廃止に関する法律の被保護者

※3 65歳以上となるのは、昭和9年1月1日以前に生まれたかたです。また、常時介護を必要とするかたとは、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護が必要であること自治大臣が定めるかたです。ただし、そのかたが控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は、扶養しているかたの平成10年度分の市町村民税(所得割)が非課税でなければ対象となりません

※4 65歳以上となるのは、昭和9年1月1日以前に生まれたかたです。ただし、そのかたが控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は、扶養しているかたの平成10年度分の個人の市町村民税が非課税でなければ対象となりません

※5 平成10年12月18日に支給された臨時福祉給付金(平成10年8月1日基準)の交付対象者は、地域振興券交付対象者のうち、15歳以下の児童の属する世帯の世帯主以外のかた(ほとんどの場合)であるため、臨時福祉給付金を受け取ったかたは、地域振興券も受け取ることができません。ただし、基準日が平成11年1月1日となりますので、臨時福祉給付金は受け取ったけれど、今回の地域振興券が受け取れないという場合もありますのでご注意ください。

また、臨時福祉給付金の交付対象でなかったかたが新たに対象となり、地域振興券を受け取れる場合もあります。この場合案内通知が届きませんので、自分が該当すると思われるのに2月中旬を過ぎても案内通知が届かない場合は、お手数ですが市にお問い合わせてください。

### Aの要件

平成10年度分の個人の市町村民税が非課税であること。ただし、そのかたが控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は、扶養しているかたの平成10年度分の個人の市町村民税が非課税である場合に限ります。

### 地域振興券交付シミュレーション

義男さん(70歳)は、寝たきりのために特別障害者手当を受けている妻・和子さん(65歳)と、共働きの息子(稔さん)夫婦、その子ども2人(聡くん17歳・康代さん14歳)の6人で暮らしています。義男さんと和子さんは平成5年から稔さんの扶養に入っています。

問題……………

この世帯で地域振興券がもらえるのは誰でしょうか？

答え……………

和子さんと稔さんの2人です。

理由……………

義男さん自身は住民税が非課税ですが、住民税を払っている稔さんの扶養親族ですから、年齢は65歳以上でも該当しません。しかし、和子さんは特別障害者手当を受けているので、扶養されている地域振興券をもらえます。また、聡くんは16歳以上なので、該当外です。15歳以下である康代さんについては、その子が属する世帯の世帯主が該当者となりますので、康代さん本人でなく世帯主(稔さん)が、地域振興券をもらえるわけです。

(これは架空の世帯の事例です。実際に自分の場合がどうなるのか分からないうときは、お問い合わせてください。)

